



## Nagoya City University Academic Repository

学位の種類	博士（人間文化）
学位記番号	第 21 号
氏 名	古山 萌衣
授与年月日	平成 26 年 3 月 25 日
学位論文の題名	障害者の教育的支援に関する研究
論文審査担当者	主査： 滝村 雅人                      副査： 山田 美香, 田中 良三

# 博士論文審査及び最終試験結果報告書

2014年 2月 14日

審査委員(主査) 滝村 雅人

名古屋市立大学大学院学則第14条及び名古屋市立大学学位規程第10条に基づき、次のように博士学位論文審査及び最終試験結果を報告します。

- 1 審査委員の補職及び氏名  
別紙1のとおり
- 2 審査に係る学位授与申請者及び論文の表題  
別紙1のとおり
- 3 学位論文の内容の要旨
- 4 学位論文審査の要旨  
別紙2のとおり
- 5 最終試験の結果の要旨又は学力確認の結果の要旨  
別紙2のとおり
- 6 学位授与についての意見  
別紙2のとおり

(別紙1)

1 審査委員の補職及び氏名

委員区分	補 職 名	氏 名
主査	教授	滝村 雅人
副査	教授	山田 美香
副査	愛知県立大学 名誉教授	田中 良三
副査		

\* 人間文化研究科教員でない場合は、補職名欄は所属・補職名

2 審査に係る学位授与申請者及び論文の表題

申 請 者	学籍番号	1 1 4 8 0 1
	氏 名	古山 萌衣
	指導教員	滝村 雅人
	副指導教員	山田 美香
申請に係る 学位論文の表題	障害者の教育的支援に関する研究	

### 3 学位論文の内容の要旨

本研究は、障害者の教育的支援として、高等教育における障害学生の受け入れおよびその支援に注目するものである。

2007(平成19)年、初等中等教育段階を中心とした障害者の教育的支援、すなわち障害児教育は、「特殊教育」から「特別支援教育」へと制度的枠組みの移行が図られた。これは「特殊教育」において生じた制度的限界を乗り越えるとともに、世界的潮流である「特別ニーズ教育」および「インクルーシブ教育」という理念を取り込み・展開することが求められるものであった。そして今後は、これらの理念を広く障害者の教育的支援のあり方に反映させていくことが期待される。その支援のあり方のひとつとして検討すべきなのが、本研究の注目する高等教育機関における障害学生支援である。

そこで本研究では、①障害学生支援と障害児教育に関する制度・政策の展開における連動性・相違点を明らかにすること、②高等教育機関における障害学生支援の現状及び今後の課題を明らかにすること、以上の2点をリサーチクエスチョンとして設定した。障害学生支援の制度・政策的展開の一方で、実際に高等教育機関における障害学生の受け入れおよびその支援はどのように取り組まれているのか、現状分析から実践的課題を把握し、その背景にある問題点について指摘し、今後の施策のあり方について検討を行うことを本研究の目的とした。

研究手法としては、まず①障害者の教育的支援に関する先行研究について分析を行い、②制度・政策の歴史的展開について年表を作成・整理し、③あわせて障害学生支援に関する統計データや国会議事録等を資料として収集・分析を行った。さらに現状分析として④高等教育機関を対象にした障害学生支援の実施状況に関する実態調査を実施し、⑤既存の調査結果との比較分析を行った。

障害者の教育的支援をより充実・発展させていくためには、制度・政策における課題を指摘すると同時に、支援の実態を分析・把握し、そこから得られる実践的課題を施策に反映していくことが必要である。本研究の意義はこの点について論じることにあると考える。以下、章立てに沿って本論文の内容について述べる。

第1章では、リサーチクエスチョンの1点目に関連して、わが国の障害学生支援および障害児教育に関する制度・政策的展開について、両者の連動性・相違点に注目し、それぞれ時系列に沿って①特殊教育の振興と障害学生へのインフォーマルな対応(1945～1960年代前半)、②養護学校義務制と障害学生問題の全国化(1960年代後半～1970年代)、③特殊教育改革と障害学生支援の試み(1980～1990年代)、④特別支援教育の展開と障害学生支援体制の整備(2000年代～)の4区分に整理し、分析を進めた。その結果として、障害学生支援および障害児教育施策は「障害者の教育的支援」の一環であることを共通項として、支援の充実を共通課題に掲げ進展してきたことに明らかな連動性が認められた。また両者の相違点としては、政策的位置づけに違いがみられる

ことを指摘した。具体的には、わが国の「障害者の教育的支援」に関する施策検討の中心的課題として、これまで位置づけられてきたのは、初等中等教育段階にある児童生徒を主たる対象とする「特別支援教育(特殊教育)」であった。一方で高等教育における障害学生支援は、先行する障害児教育施策にけん引される形で進展してきたのである。現在もその位置づけは、「特別支援教育」の延長線上に捉えられるべき付加的要素および課題として把握されているにすぎない状況にある。このように、障害学生支援は施策の谷間におかれた課題であるということに、積極的な政策的展開を困難にする要因が存在するということを主張した。

次いで第2章および第3章では、リサーチクエスションの2点目に関連して、第1章で整理した高等教育機関における障害学生支援に関する施策等の歴史的展開の一方で、障害学生の受け入れおよび支援はどうあるのか、その現状について分析を進めた。

まず第2章では、障害学生の高等教育への進学状況、および高等教育における障害学生の受け入れ状況について、既存の統計データを用いて分析を行った。結果としては、「ユニバーサル段階」に到達した高等教育において、障害学生の在籍人数および在籍率は増加傾向にあること、なかでも発達障害を有する学生の増加が顕著であることが認められた。

また高等教育の前段階にある教育機関(出身校)の卒業者の進学先データを分析する中で、高等教育機関に在籍する障害学生について、特別支援学校高等部だけでなく、一般の高等学校からの障害のある生徒の進学も増加傾向にあることが明らかとなった。その背景には、先に示した発達障害学生の増加が影響していると考えられる。一方で既存調査から、各教育機関に在籍する発達障害学生の在籍状況について、より詳細に正しく把握することは困難であり、限界がある。そのため実際には把握される以上の発達障害学生、および支援対応に関する問題も多く存在していると考えられるということを指摘した。

第3章では、筆者の行った実態調査(筆者調査)および既存調査結果(JASSO「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」およびJASSO「障害のある学生の就業力の支援に関する調査」)を比較分析し、高等教育機関における障害学生支援の現状として、①障害学生の在籍状況、②障害学生支援対応の現状、③進路保障における支援の現状、④発達障害等学生への対応の現状、⑤障害学生支援に関する理解の現状、⑦障害学生支援に対する問題意識に注目し、考察を行った。特に発達障害等学生への対応の現状については、障害の診断有無に関わらず発達障害の障害特性を有する学生の存在が、多くの学校において把握されていることが明らかとなった。これは筆者調査において「気づき事例」として注目したものである。また「気づき事例」の有無と障害学生支援に関する理解啓発活動実施経験の有無との関連性から、活動実施経験のある学校において「気づき事例」を有する場合が多い傾向にあるということが推測された。

さらに現状分析の総括として、障害学生支援における問題とそれを規定する条件との関係について論じた。具体的には、①各校の取り組みに対する支援実施については各校のバックグラウン

ドに配慮した内容・展開が必要であること、②障害学生支援に対する積極的な取り組みを促すには、教職員を中心とした継続的な理解促進・啓発活動が重要であること、③障害学生の受け入れと支援対応の状況は相互に規定しあう関係にあること、④学内外における連携はより組織的な支援体制の整備を促すこと、⑤学内の障害学生に関する現状把握がその後の支援対応を促すと考えられることについて指摘した。

第4章には、第1章から第3章までに論じてきた内容に対する総括を行った。まず施策の方向性を示す唯一の資料である「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)」(以下、報告書)に注目し、整理・分析を行った。そのなかで、報告書が指摘する障害学生支援に関する合理的配慮の対象について、「障害診断はもたないが、何らかの特別な教育的ニーズを有する学生」への対応が検討範囲に含まれていないことを問題点として挙げた。加えて、その合理的配慮の検討において、教育とは直接関与しない学生の活動や生活面への配慮が「一般的な合理的配慮」によりカバーされるものとして除外されていることについて、学生生活支援における合理的配慮の検討範囲としては不十分であることを指摘した。

そして報告書が示す「関係機関が取り組むべき事項」について、前章までの分析から導き出された問題点等と照らし合わせ、今後の障害学生支援の展開において関係機関が取り組むべき課題として、「①障害学生支援の体制化、②支援・配慮のあり方、③関係諸機関の連携、④財政支援」の4つのカテゴリーについて論じた。またこれら以外に、法的規定および国レベルでの施策として、障害学生支援に関する具体的な規定および対応が求められるということ、そして今後の障害学生支援のあり方として、個々のニーズに基づく学生支援を模索すべきであるということも指摘した。特に「ニーズに基づく学生支援」については、その中心的課題として「スペクトラム」といわれるように、第3章に「気づき事例」として把握状況を指摘した発達障害等学生など、障害のあいまいな境界線上、いわゆるグレーゾーンに位置する学生の特別な教育的ニーズへの対応の検討が必要であることを主張した。

最後に終章では、改めて本論文のまとめを行い、十分に検討することができなかつた点として、具体的な支援・配慮内容の検討、「ユニバーサルデザイン化」された高等教育および「ニーズに基づく支援」構想の提示、教職員支援についての検討、「広義の高等教育」についての検討について指摘した。これらは、今後の研究課題として引き続き検討を行っていく予定である。

#### 4 学位論文審査の要旨

本論文は、わが国の障害児教育について、特に高等教育機関における障害学生支援のあり方について論じたものである。そこで本研究の目的は、世界的潮流である「特別ニーズ教育」および「インクルーシブ教育」という理念を、わが国の特別支援教育にいかに取り込み、展開し、障害者の教育的支援のあり方に反映させていくかについて論じるところにある。具体的には2点の目的が述べられている。第一に、障害学生支援と障害児教育に関する制度・政策の展開における連動性・相違点を明らかにすること。第二に、高等教育機関における障害学生支援の現状及び今後の課題を明らかにすること、である。この制度・政策的展開の分析と実際に行われている支援という現状分析から今後のあり方について検討したものである。

本論文は、序章から終章まで全部で6章構成になっており、資料として「障害者教育年表」と申請者自身が行った「高等教育機関における障害学生支援に関する実態調査」の調査票が掲載されている。特に「障害者教育年表」は、文部科学省、厚生労働省関連はもちろんのこと、高等教育に関する内容や学会、親の会等の動きも整理されており、また各事項の関連性も示されている。極めて詳細な資料であり、障害児教育の分野においては貴重な資料となっている。序章では、障害児教育に関する先行研究が取り上げられており、そこでは歴史的にどのような扱いがあったかを年代的に分析し、また研究内容別に分類して主たる主張を取り上げ、分析されていない点について明らかにしている。第一章では、先の年表を使いながら、時系列的に障害児教育制度・政策の展開を分析し、障害学生支援と障害児教育政策の関連性、相違点について論じている。そこでの課題として、障害学生支援は特別支援教育の延長上において捉えられているのみで、施策の狭間に置かれていることが指摘されている。以上のように、戦後障害学生・障害児教育史については、しっかりとした文章で書かれており、読み応えがあるものとなっている。第二章では、既存の実態調査を基に障害学生の受け入れの現状について分析している。高等教育機関における障害学生に関するデータ分析はわかりやすい説明で理解しやすいものとなっている。今後高等教育機関がどのような障害学生を対象とした教育支援をすべきなのか、その背景がよく理解できる論述である。第三章は、既存の実態調査と申請者自らが行った大学・短大を対象とした実態調査をもとに障害学生支援の実態について分析している。それを基に第四章で、政策がまとめた報告書の内容の検討が丁寧に行われ、問題点が指摘されている。最後に、終章では、最初の研究目的、問題意識に答える形で丁寧に論じられている。また、今回の申請者自身の行った実態調査などの限界についても論じられている。

以上のように、本論文は、わが国の特別支援教育制度が義務教育を中心に幼稚園と高校までを対象としているなかで、それにとどまらず、今後、高等教育までを対象とすべきであるという問題意識に立ち、今日のわが国の障害者の高等教育政策や実態について研究したものである。先行研究の分析から、障害児教育の政策的変遷をおさえ、今日の支援の有り様の検討を行っているこ

とは、政策的研究として、障害児教育の分野では今までなかった研究の視点であり、その意味で独自性が認められる。また、本論文における着眼点及びその研究方法は、「障害者権利条約」時代を迎えた今日、発達障害者等の教育について乳幼児から大学を含む生涯にわたる教育的支援を展望するものとしても独創性が認められ、博士論文として評価できるものである。リサーチ・クエスションもしっかりしており、制度・政策研究による現状と課題が明らかになったといえる。

しかしながら、幾つかの問題点も指摘できる。たとえば、①今日の特別支援教育の実態把握とその評価、大学とは何かについての論及と関連させた発達障害等の学生の学びの在り方についての考察に弱点が見られる。②あくまで制度・政策研究で、具体的な課題がどのように解決されるべきなのかは明確に示されていない。③タイトルの「障害者の教育的支援に関する研究」というのは大きすぎるので、もう少し論文の内容にあったタイトルにすべきである。④統計データが障害学生支援の課題をはっきりさせるにはまだ不十分である。⑤発達障害など十分に実態把握がなされていないところが、大学の教育的支援との関係でどのように理解したらいいのかについても、もう少し説明が必要である。⑥第三章の独自の実態調査については、大学における障害学生支援の何について知りたかったのか、もう少し質問項目を考えてもよかったのではないかなどである。

このように幾つかの点で、もう少し踏み込んだ検討、論述が必要といえる部分もあるが、全体的には文章が丁寧に書かれているので、総合的にはとてもよい印象を持つことができる論文である。今後は、現在わが国の制度・政策内における発達障害学生の実態・支援にとどまらず、広く発達障害学生の学びを創造していく実践等をも研究対象として理論化を図っていくならば、発達障害者の高等教育に関する研究者として大成することを期待させる論文である。

## 5 最終試験の結果の要旨又は学力確認の結果の要旨

審査委員3名は本論文を精読し、最終試験（2014年1月31日 13:00～14:30）を実施した。その結果は以下の通りである。

まず、申請者から、本論文の趣旨、概要、主張点等について15分程度の説明が行われ、今後の研究の方向についても述べられた。申請者は、論文の概要についてのレジメも作ってきており、それにそって説明が行われた。

続いて、審査委員から論文の記述内容についていくつかの質問を行い、応答がなされた。質問の内容は、上記の「論文審査の要旨」部分で指摘している点と重複するが、全体として、制度・政策研究が中心で、具体的な課題がどのように解決されるべきなのかが明確に示されていないがどう考えるか。小中高に特別支援学校があり、大学には特別支援大学がないが、大学での障

害者に対する教育のあり方はどうあるべきか。統計データが障害学生支援の課題をはっきりさせるにはまだ不十分である。などの点が指摘された。申請者は、それぞれの指摘に対して真摯な態度で応答していた。

以上の口述試験においても、適切な内容認識、研究の限界認識がされていることが確認でき、その独自性と掲載資料に現れているように大変緻密な資料に基づく論文であり、博士論文としての内容を十分満たしているものと委員全員が判断した。

## 6 学位授与についての意見

上記の学位論文審査と最終試験（口述試験）の結果に基づいて、審査委員は一致して、申請者（古山萌衣）に博士（人間文化）の学位を授与するのが適当であると判断する。